

市史編さんだより 第13号

発行 令和4年12月27日

新発見の法光寺(三木市吉川町)の制札



写真 慶長6年法光寺制札

吉川町の法光寺には、中世以来の古文書3巻（37点の文書からなる）が所蔵されており、兵庫県指定文化財となっています。その中に、慶長6年（1601）9月発給の「禁制」があります。作成者は姫路城主・池田輝政の寵臣・若原右京亮良長です。若原は、「仕置人」として輝政在世中は藩内で強大な権力をふるいましたが、同18年に輝政が没するとその専権ぶりが徳川家康の耳に入り、結局改易（免官、所領没収）されてしまいました。

若原による施政は、民政・軍政全般にわたりましたが、寺社政策にもおよんでおり、輝政になり代わり若原の名義による寄進状や禁制が残されています。法光寺文書にも若原による禁制と高50石の寄進状が含まれていますが、今回の調査の過程で、若原の名が書かれた木板製の制札が発見されました。屋外で長期間掲示されていたとみえ、板の下部の文字の墨がかなり落ちてしまっていますが、板自体の風化によって、墨の部分が浮き彫りのような状態になつたため、ほとんどの文字の判読が可能です。



写真 上方からの光線で強調した制札下部

制札には次のような文字が書かれています。

禁制

三木郡 法光寺山

一山林竹木切取之事

（放ち飼い）
一牛馬はなちかいの事

一奉公人狼籍の事

右之条々御停止之上若相背者於有之ハ
可被処 厳科旨被 仰出者也依而如件

慶長六年九月日

若原右京亮 在判

内容は、法光寺境内山林での伐採と牛馬の放し飼いを禁止するとともに、「奉公人」（武家の家臣）による乱暴も厳しく禁じたものです。若原の署名の下には「在判」とあることから、この制札の製作者は若原自身ではなく、若原が発給した紙の禁制の文言をもとに法光寺が板に書き写して仕立てたものであろうと、調査にあたった前田徹さん（兵庫県立歴史博物館学芸員）は推測されています。本来その内容が広く公表されるべき禁制が、紙に書かれて発給される意味を考える上で、たいへん重要なヒントとなる史料といえるでしょう。また、三木市域において、数少ない池田輝政時代の史料という点でも極めて貴重なものです。（木村）



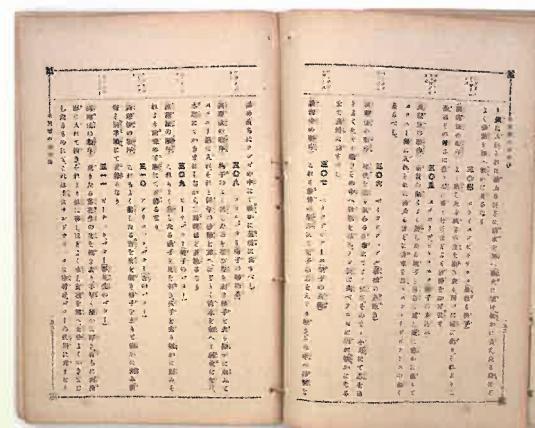
若原良長署判
（「禁制」（法光寺文書）より）

交通アクセス 中国自動車道吉川ICより車で7分

《市史の窓》トライやるウィークで『洋食五百種』（1907年）を読む

中学生の職業体験の「トライやるウィーク」を、令和4年11月15日（火）～18日（金）の4日間、三木市立みき歴史資料館で実施しました。

初日の午後は、市史編さん室にて、市内在住の中学生3名が、三木市に現存する10万点以上の史料について保存や廃棄に考えをめぐらせたあと、薬師寺（三木市志染町）から見出された明治時代のレシピ本『洋食五百種』（1907）を読みました。『洋食五百種』に記載がある500種類ものレシピのなかから、各自1つを選んで読み、感想を書いていただきました。以下に、許可を得て紹介させていただきます。



志原さんが選んだレシピ：「オムレツ類」から オイスター・オムレツ（牡蠣入り玉子焼）

- 選んだ理由：「初めて聞いた料理名でおいしそうだと思った。」
- 明治時代の人はこのレシピをみてどう思ったのか想像してみよう。「(朝食、昼食、夕食に、レシピを見ながら)自分に合う料理を作っていた。」
- この本がつくられた明治時代に、この料理をつくるのに苦労した点はなんだろう。「作り方を読んで分かる人が分からぬ人がわかっている。」

明治時代のレシピ本を中学生3名と読んだあと、当時の人々も、私たちと同じように絵も調理時間もわからないこのレシピに困惑しただろう、と実感しました。多くの史料を目にしていると、つい「当時のだれもが書かれていることをごく当たり前に理解できたのだろう」と錯覚してしまうのですが、決してそうではなかったことを実感しました。その証拠に、今回テーマとしたレシピ本というジャンルは、明治時代から今日まで、読み手が理解しやすいように視覚資料（写真、イラスト）を入れたり、見やすいレイアウトを工夫したり、調理時間を入れたり…と、幾度も改良を重ねて現在に至っています。

このほかにも、中学生の3名には様々な意見を出してもらいました。3名とも、「市内の文献資料」や「明治時代のレシピの本」というテーマについて考えるのはこれがはじめてだったかと思いますが、その場で考えて発表してくれました。同時に、普段、市内の歴史資料のことを考える時間がなかったとしても、歴史資料と向き合うこういった場があれば、身近なこととして考える機会となり得ることを再認識しました。（小澤）

富山さんが選んだレシピ：「果実類」から フルーミバター（梅子の砂糖煮）

- 選んだ理由：「梅のバターって聞いたことがないから。梅が好きだから。」
- 明治時代の人はこのレシピをみてどう思ったのか想像してみよう。「絵が少ないので見にくい。空白が少ないので途中で違う料理のところを読んでしまう。完成形が想像できない。」
- この本がつくられた明治時代に、この料理をつくるのに苦労した点はなんだろう。「説明がざっくりしているから失敗しやすそう。」

前田さんが選んだレシピ：「魚介類」から ベーグドフィッシュ（魚肉の蒸焼き）

- 選んだ理由：「細かな料理名が書いてあるのがこれくらいしかなかったから」（※この他の「魚介類」は「乾鰯の料理」、「鰯の料理」などレシピ名に具体的な調理法の記載がない。）
- 明治時代の人はこのレシピをみてどう思ったのか想像してみよう。「聞き慣れない単語（「ヘット」…牛脂、「テンピ」…オーブン、「テンパン」…オーブン用の角皿など）ばかり。分かりづらい。片仮名ばかり。もう少し噛み碎いて説明してほしい。」
- この本がつくられた明治時代に、この料理をつくるのに苦労した点はなんだろう。「片仮名（の用語）が多いこと。絵が無すこと。わざわざ平仮名を片仮名にしていること。」

市史編さん室が行う「調査」とは?~区有文書調査~その3

区有文書には、いったいどのようなものが含まれているのでしょうか。

* * *

自治会は、新興住宅地を除いて江戸時代以来の「村」が基盤となって成立していることが多いと考えられます。そのため、自治会が保管する区有文書の中には、しばしば江戸時代の古文書が含まれていることがあります。なかでも土地に関する書類は、多くの自治会に継承されています。江戸時代には、年貢徵収という目的と、領主制という江戸時代の政治体制の必要上から「検地」(土地を測量して面積・石高等を検出する調査)がなされました。検地の結果を記した検地帳は、明治に入っても土地の基礎台帳として自治会に引き継がれています。



畠枝村検地帳（慶長 6 年）



大殿林村検地帳（延宝 7 年）

れる場合がありました。三木市域では、江戸時代初期の慶長年間の検地帳や、17世紀後半の幕府領の延宝検地帳などがしばしば残されています。

また、江戸時代にはさまざまな目的で村の土地を描いた村絵図が作成されました。村絵図は、近代の測量地図とは異なり、絵画的なものではありますが、村の土地のすがたを視覚的に示したものとしてたいへん貴重なものでした。そのような村絵図も、自治会に引き継がれる場合が多く、中には数十点も



志染中村絵図（文化 14 年）

の江戸時代の村絵図を保管されている地区もあります。

江戸時代には、米を中心とする農業生産物に賦課される年貢が中心だったのに対し、明治時代に入ると土地そのものに賦課される地租や、個人や法人の収入に対して賦課される所得税など、税制が大きく変わりました。それでも当初は江戸時代以来の年貢收取を税制の基礎においてることもあってか、村でも江戸時代の年貢関係の書類が引き継がれているケースがあります。（次号につづく）（木村）



細川西村年貢免定（天保 14 年）

編さん室トピックアップ

みき歴史資料館企画展

「地域の史料たち6～吉川の歴史～」の開催

令和4年10月20日（土）から12月18日（日）までの2か月にわたり、みき歴史資料館において企画展「地域の史料たち6～吉川の歴史～」を開催いたしました（主催：市史編さん室／みき歴史資料館）。本展は、



昨年度末に『新三木市史地域編10 吉川の歴史』が刊行されたことを記念し、同書に写真で掲載した史料の実物を観覧していただけるように企画しました。展示は、1先史・古代の吉川、2江戸時代の村のすがた、3明石藩領小川組、4沖村の史料、5吉川の雨乞い踊り、6高札、7法光寺文書の世界、8さまざまな文献資料近世・近代の8コーナーに分けられ、計73点の資料を出展いたしました。

11月26日（土）には、企画展特別講演会として、三木市史地域編吉川部会長の藤田均さんに、「地域の歴史を楽しむ」と題してご登壇いただきました。

古い資料や写真を探しています！ 市民ボランティア募集中！

皆さんのお近くにある古い記録類は、地域の歴史を物語る大切な歴史遺産です。下記のような資料の情報をお持ちの方は、ぜひ市史編さん室までご一報ください！

◆くずした文字で書かれた帳面や一枚ものの文書などの古文書

◆和紙に書かれた冊子などの古い本

◆明治・大正・昭和の古いノートや記録（日記・手紙など）

◆三木市域の古い写真、絵画、映像など

◆自治会などの団体、地域でのグループ活動などの記録や資料

◆古いふすまや屏風（古文書が、下張りに使われていることがよくあります）

etc.

研究紀要「市史研究みき」第7号の発行

令和4年12月20日付で、研究紀要『市史研究みき』第7号を発行いたしました。本号では、1982年に高男寺廃寺遺跡から出土した大量の瓦（軒平瓦）を整理・分析された安田あゆみさん・高橋照彦さんの論考、三木古窯跡群をめぐる大村喬さんの論考、市域に伝來した南画家・山田介堂と女性画家・橋本青江の作品についての橋本寛子さんの論考、吉川の旧北谷村出身の石田治が著した『代議士選挙法改正私案』をめぐる跡部史浩さんの論考、志染中・薬師寺の由緒書をめぐる田中隆次さんの研究、黒田清右衛門家文書から発見された1932年三木町水害についての吉原大志さんによる資料紹介をラインナップしています。

研究紀要是、みき歴史資料館や三木市史編さん室などで販売しています（価格500円）。詳しくは市史編さん室まで。

新3木市史研究紀要
市史研究みき



No.7

私たち、市民ボランティア・メンバーとともに、市内にある文献資料を記録に残す取り組みを行なっています。現在の活動人数は約20名ですが、まだ募集しています。古文書が読めない方でも参加可能です。見学だけでも大歓迎です。詳しくは市史編さん室までご連絡ください。

◆開催日時：毎週水・木曜（どちらか1日の参加でもOK）13:00～15:00／場所：みき歴史資料館2階市史編さん室

活動内容：①古文書のデジタル撮影、②江戸時代以降のくずし字解説（翻刻作成）、③資料の修復（しわのばし・糊づけ等）、④新聞検索（各紙から三木に関する記事を選別）、⑤古文書現物からの目録作成、⑥パソコンでの目録データ入力

市史編さんだより 第13号（令和4年12月27日発行）

編集発行：三木市総務部市史編さん室

連絡先：〒673-0432 兵庫県三木市上の丸町4-5 みき歴史資料館2階 電話0794-83-1120 ／ FAX0794-83-1190
ホームページURL：<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/9/>